

指定相談支援事業と相談支援事業(宇部市内)

資料1-追加2

平成25年6月

事業	指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業	圏域相談支援事業
根拠	障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業	障害者総合支援法の地域生活支援事業
対象者	(障害者総合支援法の計画相談支援の対象者) ・障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者 ・障害福祉サービスを利用するすべての障害児 ※介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、市町村が、介護保険の居宅介護支援計画(ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。 (児童福祉法の障害児相談支援の対象者) ・障害児通所支援を利用するすべての障害児	障害者等
内容	アセスメント、サービス等利用計画(案)の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整、モニタリング、情報提供、利用者負担額の上限管理 等	福祉サービス利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介 等
従事者	相談支援専門員	社会福祉士等ソーシャルワーカー
利用申請先	市町村	事業者
費用	無料(事業者には個別給付費)	無料(事業者には圏域市町村から委託料)
市内事業所	右の3事業者以外に ・神原苑在宅介護支援センター (神原町二丁目) ・自立生活センター宇部 (中央町三丁目) ・相談支援事業所サポートセンターぴっころ (善和) ・相談支援事業所フィットケア (中村二丁目) ・高嶺園 (川上) ・うべ障害者相談センター (中央町三丁目) ・相談支援事業はーとけあ (五十目山町)	・宇部市障害者生活支援センターぴあ南風 (鶴の島町) ・総合相談支援センターぷりずむ (中村三丁目) ・生活支援センターふなき (船木)